生活保護・生活困難世帯の児童の学習支援は「貧困の連鎖」を防げるか -千葉県A市における3年の実践から判ったこと—

○こども教育宝仙大学宮武正明 (06485)植草学園大学宮下祐一(02903)帝京平成大学田谷幸子(07045)

〔キーワード〕 貧困の連鎖、学習支援、中学生勉強会,若者ゼミナール

1.研究目的

今日では、生活保護世帯の高校生には高校就学費、小・中・高生に学習支援費が支給され、児童養護施設の高校生には特別育成費として高校就学費、大学進学等自立生活支度金が支給されている。これらは、生活困難家庭の子どもの勉学意欲を壊さない効果だけでなく、高校就学を憲法第25条最低生活保障の保障として位置づけることで、さらに貧困の連鎖・貧困の再生産を防止するという視点に立っている。

近年生活保護の現場では生活保護受給母子世帯の「母子自立支援プログラム」の作成が 求められてきた。そのモデル都市で生活保護受給母子世帯の調査が行われているが、その 調査でわかったことが注目される。受給母子世態の母親の就学歴についてである。

北海道釧路市 2006 年調査、17.5%が中学卒業、16.8%が高校中退、合わせて 34.3%. 千葉県八千代市 2007 年調査、26.9%が中学卒業、16.4%が高校中退、合わせて 43.3% 受給母子世帯では高校就学ができなかった、ないしは不十分に終わった場合が 3~4 割であった。これらの母親は高校進学率がすでに 95%以上の時代に中学卒業あるいは高校中退となっているものであり、このことからも、各地域の福祉行政と教育行政が高校就学を徹底するための教育・学習支援を行っていたら、これらの貧困は縮小できたと判断される。

私たちは 2009 年 10 月から千葉県 A市において、地元市と連携して「若者ゼミナール」の名称で、中学 3 年生を中心に生活保護・生活困難世帯の児童の学習支援の場を設けてきた。今回はその中で判ったことについて中間報告する。

2.研究の視点および方法

生活保護世帯・母子父子世帯等生活困難世帯の子どもの高校就学が世帯全体の自立に果たす効果は決定的に大きい。生活保護世帯の場合、子どもが高校卒業後の就職によって世帯の生活保護が廃止になる場合も多い。一方で高校不進学の場合は、それらの子どもの多くが途中でその世帯から離れ、世帯の生活苦はその後も続いていく。したがって、子どもが貧困の連鎖・再生産を繰り返さないことだけでなく、世帯全体の社会的自立の観点からもこれらの子どもへの高校就学援助の徹底が求められてきた。そうした各地の福祉事務所ケースワーカーら現場の声を受けて、国は2004年社会保障審議会に設置された専門委員会の検討と意見具申により、2005年4月から生活保護世帯の高校就学費を「生業扶助」として支給することとし、2009年7月からは小・中・高生に学習支援費の支給も始め、さらに2010年から中学生勉強会等の学習支援を「生活保護自立支援事業」の対象としたのである。

私たちは、NPO法人こども福祉研究所のスタッフとして、これらの学習支援の効果と学習支援の方法を明らかにするために、千葉県A市において下記のとおり学習支援に取り組んで、現在3年目を迎えている。

2009 年秋、学習支援事業を始めるにあたり、「市内のひとり親家庭などの中高生を対象とし、勉強の場を無料で提供」の内容のチラシを市担当課の協力を得て配布し、子どもたち

の募集を行った。そして名称を「若者ゼミナール」とした。また子どもの受け入れ・対応、 学習支援の方針、注意事項等をまとめた「学習支援事業対応・受け入れマニュアル」を作成した。学習支援スタッフは、当初「子ども支援者養成講座」を開催し地元参加者に支援 スタッフになるよう依頼したが難しく、学生参加者がその後学習支援スタッフとなった。 その後は学生ボランティア希望者にガイダンスを行い、スタッフを依頼している。

実施場所は、初年度市が開設している中高生の居場所づくりの会場で毎週木曜日 17:00~20:00 の時間帯に行ったが、翌年度市社会福祉協議会の福祉センター作業室に移して現在に至っている。

学習支援は、子どもたちが持参する教科書、問題集等に加え、ゼミナールが購入した参考書などを使用し、それぞれの子どもたちの学力、興味なども考慮に入れつつ、個別指導やグループ学習を組み合わせて行っている。

当初中学3年生2名の参加から始まり、初年度は中学3年生4名、中学2年生2名の計6名が参加し、子どもたち自身の努力もあり、最終的には3年生全員が公立高校へ進学した。毎回の活動終了後、学生の学習支援スタッフとミーティングを行い、それぞれの子どもの記録の整理も行っている。ゼミナールの終了が20時であるため、子ども本人あるいは保護者からゼミナールの携帯電話に帰宅の連絡を行うこととし、帰宅の確認を必ずとっている。

2010 年度からは前述の国の「生活保護自立支援事業」の対象となり、市の事業となって 担当課で非常勤職員(家庭・就学支援相談員)を採用し、会場の管理、子どもたちの受け 入れ、学習支援スタッフとの連絡調整をしていただいた。学習支援の対象は、生活保護世 帯の中学3年生、市内の対象児童の半数にあたる10名が中心となり、他に中学1.2年生 および高校生となった者も参加した。今春は9名が公立高校に進学した。

ゼミナールでは、夏に市保健センターの栄養士さんに指導を依頼して料理教室を開くなど、社会体験の広がりにも配慮している。

2011年度の途中経過については、当日の分科会報告としたい。

3. 倫理的配慮

地域の取り組み、児童の事例も紹介するが、個人を特定できる報告は行わない。数字は、 自治体等で公表している調査報告書によるものである。

4.研究結果

様々な事情の教育力のない家庭環境に育った子どもたちは、中学3年生になっても共通して学力不振の悩みを抱えているが、彼ら自身にはその解決方法は見つけられない。これらの子どもたちが、たった週1日のゼミナールを僅か3ヶ月通うと、中学校でのテストの結果が共通して「それまで各教科20点台から40点台に」変わってくる。「勉強すること、学ぶこと」が面白くなり、開設日は一日も休まず通い続けるようになる。

最初の男子はゼミナールに来た時「自分は高校に行けないと思っていた、数学や英語の問題を家で解いたことはない、学校のテストはいずれも20点以内」と言う。現在高校2年生の彼は「数学・英語が得意科目になった。大学に進学したい」と母親を驚かせている。

個別指導を行う中でこれらの変化を見続けているのが、ボランティアとして通っている学生スタッフたちである。学生たちは、子どもたちの学習支援を通して、社会人となり教員あるいは福祉の現場で働く時に役立つ学びができている。学生たちの学びと変化にも、学生の学習支援の場づくりがもう一つの意義がある。各地域で生活保護世帯に限らず、塾に通えない生活困難な家庭の子どもの学習支援の場づくりに取り組むことができれば、「貧困の連鎖」の防止だけでなく、かっての大学人セツルメントのように将来教育や福祉の施策を進める人を育てることもできると思われる。